

# 地域振興5法指定及び農林統計(中間農業、山間農業)市町村等

(平成29年4月1日現在)

**凡例**

- 過疎法指定地域
- 4法指定地域(山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法)
- 農林統計上の中間・山間農業地域(5法指定地域を除く)

中山間地域

※「中間農業地域」  
 平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、  
 林野率は主に50%~80%で、耕地は傾斜地が多い市町村  
 「山間農業地域」  
 林野率が80%以上、耕地率が10%未満の市町村

